

市有財産賃貸借契約書(案)

貸付人 観音寺市(以下「甲」という。)と借受人 _____ (以下「乙」という。)は、次の条項により市有財産について、賃貸借契約を締結する。

(信義誠実等の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(目的)

第2条 甲は、その所有する次の市有財産の一部(以下「貸付部分」という。)を庁舎案内板の設置に使用させるために乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

貸付部分

(1) 設置場所

観音寺市坂本町一丁目1番1号 観音寺市役所1階 風除室

(2) 設置位置

案内板設置場所位置図のとおり

(指定用途等)

第3条 乙は、自ら貸付部分に庁舎案内板を設置し、貸付期間中継続して事業を行うものとする。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。なお、庁舎案内板の設置及び撤去日は、甲、乙協議の上、甲が指定する日とする。

(貸付料)

第5条 貸付料は、観音寺市行政財産の目的外使用に関する使用料条例(平成19年観音寺市条例第32号)第2条及び別表に基づく額とする。

(電気料等)

第6条 設置する庁舎案内板において電気を使用する場合、庁舎案内板に係る電気料相当額については、乙が製品カタログ等により申告する消費電力を基に算出する額とする。

2 施設の電源から庁舎案内板までの配線及び庁舎案内板を設置することにより施設の電源の改修等が必要な場合の経費は、乙の負担とする。

(広告料)

第7条 広告料は、年額 _____ 円(うち消費税及び地方消費税の額 _____ 円)とする。

(貸付料等の支払)

第8条 乙は、甲の発行する納入通知書により、その年度に属する貸付料、電気料相当額及び広告料を甲の指定する日までに支払わなければならない。

2 乙は、甲が定める納入期限までに貸付料、電気料相当額及び広告料を納入しなかったときは、甲に対し延滞金を支払うものとする。

3 前項の延滞金は、納付すべき金額に対し、遅延日数に応じ契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額とする。

(費用負担)

第9条 庁舎案内板の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(契約不適合責任等)

第10条 乙は、この契約締結後、貸付部分について数量の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、貸付料の減免、損害賠償等の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、甲が知りながら告げなかった内容及び乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りでない。

2 乙は、貸付部分が乙の責に帰することができない事由により滅失又はき損し、当該滅失又はき損により貸付部分の一部を使用できないときには、甲に対し、当該滅失又はき損した部分の割合に応じて貸付料の減免を請求することができる。

(転貸の禁止)

第11条 乙は甲の承認を得ないで貸付部分を第三者に転貸し、又は貸付部分の賃借権を譲渡してはならない。

(管理義務)

第12条 乙は、貸付部分を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第13条 乙は、貸付部分を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責めを負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責めを果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(通知義務)

第14条 乙は、貸付部分の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を通知しなければならない。

(機器等の盗難又は毀損)

第 15 条 甲は、設置された庁舎案内板の毀損について、甲の責めに帰することが明らかな場合を除き、その責めを負わない。

(実地調査等)

第 16 条 甲は、貸付期間中、必要に応じて、乙に対し貸付部分等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、貸付部分を国、県、市その他公共団体において公用又は公共用に供するためその他必要が生じたときは、本契約を解除することができる。

3 乙は、第 4 条の貸付期間にかかわらず、やむを得ない理由により本契約を解除する場合は、解除しようとする日の 1 か月前までに甲に通知するものとする。

(貸付部分の返還)

第 18 条 貸付期間が終了したときは、乙は、直ちに貸付部分を、その所在する場所において甲に返還しなければならない。

(原状回復)

第 19 条 本契約を終了したときは、乙は、自己の責任において甲が指定する期日までに貸付部分を原状に回復して甲に明け渡すものとする。

2 乙が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、甲がこれを行って、その費用を乙の負担とすることができる。この場合、乙は何等の異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第 20 条 乙は、その責に帰すべき事由により、貸付部分の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による賃貸借物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、貸付部分を原状に復した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 21 条 貸付部分を返還する場合において、乙が貸付部分に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

(契約の費用)

第 22 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 23 条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの 1 通を所持する。

令和 年 月 日

貸付人 甲 香川県観音寺市坂本町一丁目 1 番 1 号
観音寺市
観音寺市長 佐伯 明浩

借受人 乙